特　定　開　発　事　業　の　流　れ

町民	事業者	町
	事前相談書の提出	受理・決裁(約14日)
	条例第25条第1項 特定開発事業計画書の提出(2部) 町が事前相談書決裁後	受理・決裁(約14日) 条例第26条第1項 特定開発事業計画書の告示・縦覧 告示日の翌日から起算して45日間縦覧期間
事業者より事業内容の説明を受け 必要に応じて事業者との協議	条例第26条第2項 近隣住民等との事前調整開始届の提出 縦覧期間内に事業地の近隣及び周辺住民に計画内容の周知 条例第26条第2項 開発事業の周知・調整 縦覧期間内に事業地の近隣及び周辺住民に計画内容の周知 条例第26条第3項 近隣住民等周知及び調整に関する報告書の提出 後に説明会等を開催した場合も求められることがある	受理 受理
条例第27条第1項 意見書の提出 告示日の翌日から起算して60日間	意見書を町に提出	受理・決裁 条例第27条第2項 意見書を事業者へ送付
	意見書の受領 条例第28条第1項 見解書の提出	受理・決裁(約14日) 条例第28条第2項 意見書・見解書の告示・縦覧 告示日の翌日から起算して30日間縦覧期間
意見書・見解書の内容について 必要に応じて事業者との協議	必要に応じて住民等への説明・協議	
条例第29条第1項 事業者の見解に対する再意見書の提出 告示日の翌日から起算して60日間 公聴会の開催、意見陳述の申出	再意見書を町に提出	受理・決裁 公聴会開催の要否の決定 条例第29条第2項 再意見書を事業者へ送付
	再意見書の受領	公聴会の開催決定・広報紙原稿入稿 広報紙発行(毎月1日)の約40日前までに 条例規則第19条第2項 公聴会開催の周知 公聴会開催日の1ヶ月前までに広報紙にて公表
意見書・見解書の内容について 必要に応じて事業者との協議	必要に応じて住民等への説明・協議	
条例規則第20条 意見陳述書の提出 再意見書の提出において意見陳述を希望した者 公聴会開催日の2週間前までに町に提出	意見陳述書を町に提出	受理・決裁 意見陳述書提出者の中から公述人を選定・通知 条例第30条第1項 公聴会の開催 条例規則第24条第1項 公聴会の記録の公開
	条例第30条第1項 事前協議書の作成にあたり意見の尊重 意見書、再意見書、公聴会の意見の尊重 条例第16条第1項第2号 開発事業事前協議書の提出	受理・決裁(約14日) 協議対象部署の選定
	条例第17条第2項 事業計画板の設置 協議書提出翌日から5日以内(町へ設置写真提出)	
	各課との協議資料の作成	協議対象課の通知及び各課協議用資料の作成依頼
	各課との協議資料の提出	各課との協議資料の受理・協議対象課への配布 各課、指導事項書の作成(約21日)
	指導事項書の受領・対策書の作成 必要に応じて各課との協議	事業者へ指導事項書の送付
	条例第16条第3項 所轄警察署との協議	条例第16条に基づく 協議・助言・指導
	指導対策書の提出	指導対策書の受理 協定書の作成・決裁(約14日) 条例第18条第2項 必要があると認めるとき、まちづくり審議会の開催
	条例規則第14条第1項 協定の締結	
条例第18条第3項 事前協議確認通知書の閲覧ができる	事前協議確認通知書の受領	条例第18条第1項 事前協議確認通知書の交付
	条例第16条第5項 法令等に規定する手続きの開始	
	条例第20条 工事着手届の提出 着手後5日以内	受理・決裁
	現場施工	
	条例第22条第1項 工事完了届の提出 完了後10日以内	受理・決裁 条例第22条第2項 工事完了検査 届出後14日以内
	検査済証の受領	条例第22条第3項 検査済証の交付 検査合格後10日以内
	条例第23条第1項 収益の開始	

※提出書類の部数は、特定開発事業計画 書については2部、その他の書類は原則1部です。

意見書の提出
計画書告示日の翌日から起算して60日間

再意見書の提出
見解書告示日の翌日から起算して60日間

意見書の提出があった時

協議期間
原則5ヶ月以内